

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年5月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第9号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則
京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。
第6条の表特殊現場作業手当の款中

「

動物園又は元離宮二条城事務所に勤務する職員	班長を命じられた職員が施設の保守管理、施設の利用者の安全管理、現場作業の指揮監督の業務その他これらに類する業務に従事したとき。
	専ら園芸業務に従事する職員が地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で樹木のせん定業務等に従事したとき。

を

」

「

動物園又は元離宮二条城事務所に勤務する職員	班長を命じられた職員が施設の保守管理、施設の利用者の安全管理、現場作業の指揮監督の業務その他これらに類する業務に従事したとき。
元離宮二条城事務所に勤務する職員	専ら園芸業務に従事する職員が地上5メートル以上の足場の不安定な箇所で樹木のせん定業務等に従事したとき。

に改める。

」

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（東日本大震災により被害を受けた地域において業務に従事する職員に支給する手当）」を付し、附則に次の1項を加える。

- 第2条から第11条までの規定（月額手当の支給に係る部分を除く。）にかかわらず、東日本大震災により被害を受けた地域において、職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）が、次の表の左欄に掲げる業務に従事したときは、同表の中欄に掲げる手当として、同表の右欄に掲げる額を支給する。

児童福祉法，身体障害者福祉法，生活保護法，知的障害者福祉法，老人福祉法又は母子及び寡婦福祉法の規定に基づく業務	社会福祉業務手当	日額 <p style="text-align: right;">400円</p>
国民健康保険料若しくは介護保険料の賦課，徴収，収納等又は後期高齢者医療保険料の徴収，収納等の業務	賦課徴収業務手当	日額150円（臨戸訪問，窓口対応等による国民健康保険料，介護保険料又は後期高齢者医療保険料の納付の折衝業務にあつては，350円）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，公布の日から施行する。ただし，第6条の改正規定は，平成23年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）附則第3項（生活保護法の規定に基づく業務に係る部分に限る。）の規定は，平成23年4月24日から適用する。

（支給期日の特例）

- 3 平成23年4月24日から同月30日までの期間に係る改正後の規則附則第3項に規定する社会福祉業務手当は，改正後の規則第18条第1項の規定にかかわらず，同年6月の給料の支給日に支給する。

（行財政局人事部給与安全衛生課）